

各種助成金の支給申請を お考えの事業主の方へ

東北地方太平洋沖地震の影響（道路の寸断、書類の紛失など）により、
支給申請などを期限までに提出できなかった場合でも、

支給申請などが可能になった後、一定期間内に

**その理由を記した書面を添えて提出していただければ、
期限までに支給申請などがあったものとして取り扱います。**

※ いつの時点で支給申請などが可能になったかどうかについては、事業主の方のご事情を踏まえ、判断いたします。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響により、公共職業安定所などに来所できず、各種助成金の支給申請書類などを期限までに提出できなかった（できない）事業主の方も多いと思われます。以下の助成金については、今回の場合、「天災その他やむを得ない理由」に該当しますので、災害がやんで支給申請などが可能になった後一定期間内に、その理由を記した書面を添えて提出していただければ、期限までに支給申請などがあったものとして取り扱います。

対象の助成金と、提出できる期間

| 支給申請などが可能になった日から | 助成金名称（五十音順） |
|------------------|--|
| 7日以内 | <ul style="list-style-type: none">・育児休業取得促進等助成金・介護基盤人材確保等助成金・介護未経験者確保等助成金・介護労働者設備等整備モデル奨励金・建設業新分野教育訓練助成金・建設業離職者雇用開発助成金・雇用調整助成金 （中小企業緊急雇用安定助成金を含む）・事業所内保育施設設置・運営等助成金・受給資格者創業支援助成金・障害者就業・生活支援センター設立準備助成金・障害者初回雇用奨励金 （ファーストステップ奨励金）・精神障害者雇用安定奨励金・地域雇用開発助成金・地域再生中小企業創業助成金・中小企業子育て支援助成金・中小企業雇用安定化奨励金・通年雇用奨励金・特定求職者雇用開発助成金・特例子会社等設立促進助成金・難治性疾患患者雇用開発助成金・派遣労働者雇用安定化特別奨励金・発達障害者雇用開発助成金・労働移動支援助成金 |
| 1ヵ月以内 | <ul style="list-style-type: none">・既卒者育成支援奨励金・3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金・3年以内既卒者トライアル雇用奨励金・試行雇用奨励金（トライアル雇用奨励金）・実習型試行雇用奨励金・実習型雇用奨励金・正規雇用奨励金・若年者等正規雇用化特別奨励金・精神障害者等ステップアップ雇用奨励金及びグループ雇用奨励加算金 |

詳細は、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク（公共職業安定所）